



# 多様な性、知っていますか？

自らの性に悩み孤独を感じている人が身近にいること、知っていますか？  
性的少数者の人は、日本の人口の11人に1人の割合で存在するとも言われており、  
その割合は、左利きの人やAB型の人と同じくらいになります。  
誰もが自分らしく暮らすために、あなたにできることを考えてみませんか。

## 性のあり方

- からだの性：出生時に割り当てられた生物学的な性
- こころの性：男女に限らず自分自身が認識している性（性自認）
- 好きになる性：恋愛対象となる性（性的指向）。好きになる感情がない人もいる。
- 表現する性：周囲から見られたい性。服装、しぐさ、言動など自身の好みがある。

性的少数者の人々を表す言葉として使われ、以下の頭文字をとって組み合わせた言葉です。

- L**esbian（レズビアン）：女性の同性愛者
- G**ay（ゲイ）：男性の同性愛者
- B**isexual（バイセクシャル）：両性愛者
- T**ransgender（トランスジェンダー）：こころの性とからだの性との不一致

※LGBT 以外にもXジェンダーやクエスチョニングなど多様な性のあり方があります。

LGBT

## パートナーシップ 宣誓制度

性的少数者の気持ちを受けとめ、生きづらさを少しでも解消することを目的に、  
一方又は双方が性的少数者であるお二人のパートナーシップ関係（互いに支え合い  
生きていく人生のパートナー）を市が認める制度で、西尾市でも令和元年9月1日  
より導入しました。

ALLY（アライ）とは、LGBTに代表される性的少数者の方を理解し支援するという  
考え方やその考えを持つ人のことを表します。あなたにできることはどんなことが  
あるでしょうか。

ALLY

問い合わせ先

西尾市 市民部 地域つながり課 市民協働担当 TEL：0563-65-2178

# 利用の手引き

29...

39...

49...

59...

69...



## お問い合わせ



HP: <http://www.city.nishio.lg.jp> Email: [kvo@city.nishio.lg.jp](mailto:kvo@city.nishio.lg.jp) FAX: 0563-2155 TEL: 0563-2178 (直)

本館に受付：平日午前8時～午後5時

# 目次

1. 西尾市パートナーシップ宣誓制度を利用できる方	・・・P1
2. 申請から証明書交付までの流れ	・・・P2
3. 宣誓に必要なもの	・・・P3
4. 交付書類	・・・P4
5. 証明書の再交付・変更届・返還届について	・・・P5
6. Q&A	・・・P6
参考（西尾市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱）	・・・P9

## ～西尾市パートナーシップ宣誓制度とは～

一方又は双方が性的マイノリティであるお二人が継続的な共同生活を行っている、又は継続的な共同生活を行うことを約束した関係（パートナーシップ関係）であることを市が認める制度です。希望するお二人で宣誓書\*を提出すると、市で宣誓したことを証する証明書\*を発行します。

西尾市では、お二人のパートナーシップ関係を認めることで、性的マイノリティの方が抱えるさまざまな不安や困難を少しでも解消することを目的に本制度を導入いたします。

\*宣誓書…パートナーシップ宣誓書（以下、宣誓書とする。）

\*証明書…パートナーシップ宣誓証明書（以下、証明書とする。）

### 問い合わせ先

西尾市 市民部 地域つながり課（本庁舎2階）  
〒445-8501 愛知県西尾市寄住町下田22番地  
TEL：0563-65-2178（直通）  
FAX：0563-56-2155

Email：[kyoudou@city.nishio.lg.jp](mailto:kyoudou@city.nishio.lg.jp)

HP：<http://www.city.nishio.aichi.jp/index.cfm/10,63675,103,491.html>

本制度に関する受付：平日午前8時30分～午後5時15分



# ①

## 西尾市パートナーシップ宣誓制度を利用できる方

パートナーシップ宣誓制度を利用できる方は、以下の項目をすべて満たしている方となります。

- (1) 双方が成年に達していること。
- (2) 本市に住所を有している(市内への転入を予定している場合も含む。)こと。
- (3) 双方に配偶者がいないこと及び当事者以外の者とパートナーシップの関係にないこと。



### ※パートナーシップの宣誓

「パートナーシップの宣誓」とは、一方又は双方が性的マイノリティ※である2人が、継続的な共同生活を行っている、又は継続的な共同生活を行うことを約束した、いわゆるパートナーシップ関係であることを市長に対して宣誓することをいう。



### ※性的マイノリティ

性的指向が必ずしも異性愛のみではない者又は性自認が出生時の性とは異なる者

## ②

# 申請から証明書交付までの流れ

※事前予約、申請、交付等各手続きにおける受付は、平日午前8時30分～午後5時15分となります。

### 申請日の事前予約

西尾市 市民部 地域つながり課の窓口へ直接お越しいただくか、電話又はメールで連絡していただき、申請の日時を予約してください。（希望日の1週間前までにご連絡ください。）

その際に、申請方法の説明をします。

連絡先（西尾市 市民部 地域つながり課）

TEL：0563-65-2178

Mail：kyoudou@city.nishio.lg.jp

### 宣誓書の申請

予約した日時に必要書類をお持ちの上、お二人でお越しください。

ご希望に応じて、個室で対応します。

#### 双方が西尾市に在住している場合

必要書類をご持参の上、予約した日時に必ずお二人そろってお越しいただきます。

※書類に不備や不足がある場合等は、宣誓日を延期させていただくことがあります。

#### 一方又は双方が西尾市に転入予定の場合

① 必要書類をご持参の上、予約した日時に必ずお二人そろってお越しいただきます。

② 申請書類を確認し、パートナーシップ宣誓受付票をお渡しします。（原則、即日発行）

※お渡し日から 3 か月以内に西尾市在住を証する住民票等必要書類をご提出ください。

### 証明書の交付

申請書類を確認の上、証明書等を、後日郵送で交付します。

（1週間ほど期間をいただきます。）

### 西尾市へ転入後、事前予約

申請日の予約と同様の方法で住民票等必要書類を提出していただく日時の事前予約をしてください。

### 住民票等の提出・証明書の交付

西尾市在住を証する住民票等必要書類を持参し予約日にお越しください。本人確認を行い、証明書等を、後日郵送で交付します。

（1週間ほど期間をいただきます。）



# ③ 宣誓に必要なもの

パートナーシップの宣誓をする際、以下の書類が必要となります。

	双方が西尾市に在住している場合	一方又は双方が西尾市に転入予定の場合
申請時	<input type="checkbox"/> パートナーシップ宣誓書（※1） <input type="checkbox"/> 独身証明書（1人1通ずつ）（※2） <input type="checkbox"/> 本人確認のできる書類（1人1通ずつ）（※3）	<input type="checkbox"/> パートナーシップ宣誓書（※1） <input type="checkbox"/> 独身証明書（1人1通ずつ）（※2） <input type="checkbox"/> 本人確認のできる書類（1人1通ずつ）（※3） <input type="checkbox"/> 転入予定ということが分かるもの（転出証明書、売買契約書、賃貸契約書など）
交付時	※郵送で交付するため特に必要ありません。	<input type="checkbox"/> パートナーシップ宣誓受付票（※4） <input type="checkbox"/> パートナーシップ届出事項変更届（※1） <input type="checkbox"/> 住民票（転入者のみ） <input type="checkbox"/> 本人確認のできる書類（※3）

（※1）パートナーシップ宣誓書（様式第1号）、パートナーシップ届出事項変更届（様式第5号）は市地域つながり課の窓口にて取得、もしくは西尾市ホームページからもダウンロードできます。

（※2）独身証明書は3か月以内に発行された独身証明書を1人1通ずつお持ちください。本籍地の市町村で取得できますので、取得方法は本籍地のある市町村窓口にお問い合わせください。

（※3）本人確認のできる書類の例

1枚の提示で足りるもの（例）	2枚以上の提示が必要なもの（例）
<ul style="list-style-type: none"> <li>個人番号カード（マイナンバーカード）</li> <li>旅券（パスポート）</li> <li>運転免許証</li> <li>前各号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書であって、本人の顔写真が添付されたもの など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民健康保険、健康保険、船員保険、又は介護保険の被保険者証</li> <li>共済組合員証</li> <li>国民年金手帳</li> <li>国民年金証書 など</li> </ul>

（※4）パートナーシップ宣誓受付票は、転入予定の方が宣誓書を提出していただいた際に、交付するものです。西尾市に転入し、証明書の交付手続きをする際に必要になります。

## 【通称名の使用について】

性別違和等その他市長が特に理由があると認める場合は、証明書において、氏名と併せて通称名を使用することができます。通称名を使用する場合は、通称名を日常的に使用していることが分かる書類（郵便物や社員証等）の写しを宣誓書の申請の際にご提出ください。

※通称名を使用した場合、証明書の裏面に戸籍上の氏名を記載します。

# ④ 交付書類

宣誓書が受理された場合、下記の2つの書類を交付します。

## ① パートナーシップ宣誓証明書 (A4用紙タイプ)

宣誓書が受理されたことを証明する書類です。1部交付します。

(表)

(裏面)

様式第2号(第7号関係)

宣誓番号第 号  
年 月 日

パートナーシップ宣誓証明書

姓 \_\_\_\_\_ 姓 \_\_\_\_\_

ここに二人が、「西尾市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。  
これからの人生をお互いに支え合い歩まれる、お二人のご多幸をお祈りいたします。  
今後、お二人が西尾市でいきいきと活躍されることを期待いたします。

宣誓日 年 月 日  
西尾市長 ○ ○ ○ ○

(裏)

(裏面)

～宣誓を行ったお二人へ～

- ・当該証明書の紛失、毀損等の事情により証明書の再交付を希望するときは、パートナーシップ宣誓証明書再交付申請書(様式第4号)により申請することができます。
- ・次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓証明書返戻書(様式第6号)に証明書を添付し、市員に届出してください。
  - (1) 一方又は両方が死亡したとき。
  - (2) 一方又は両方が死亡したとき。
  - (3) 当事者の意思によりパートナーシップが解消されたとき。
- ・パートナーシップ関係とは、一方又は両方が性的マイノリティである二人が、継続的な共同生活を行っている、又は継続的な共同生活を行うことを約束した関係であることをいいます。

～この証明書の提示を受けられた方へ～

この証明書は、お二人が継続的な共同生活を行っている、又は継続的な共同生活を行うことを約束した、パートナーシップ関係の宣誓をされたことを西尾市が証するものです。  
法律上の効果が生じるものではありませんが、お互いに人生のパートナーとして支え合い、西尾市でいきいきと活躍されることを期待しています。  
証明書の提示を受けられた方は、この趣旨を十分にご理解いただきますようお願いいたします。

戸籍上の氏名(印欄を併用している場合)	
氏名	氏名
通称名	通称名

## ② パートナーシップ宣誓証明書 (カードタイプ)

宣誓書が受理されたことを証明するカードタイプの証明書です。

お二人に1部ずつ交付します。

(表)

宣誓番号第 号

パートナーシップ宣誓証明書

西尾市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

本人 様  
パートナー 様  
宣誓日 年 月 日  
西尾市長 ○ ○ ○ ○

(裏)

この証明書の提示を受けられた方へ

この証明書は、お二人が継続的な共同生活を行っている、又は継続的な共同生活を行うことを約束した、パートナーシップ関係の宣誓をされたことを西尾市が証するものです。  
法律上の効果が生じるものではありませんが、お互いに人生のパートナーとして支え合い、西尾市でいきいきと活躍されることを期待しています。  
証明書の提示を受けられた方は、この趣旨を十分にご理解いただきますようお願いいたします。

特記事項



# 5

## ⑤ 証明書の再交付・変更届・返還届 について

次の場合、所定の手続きを行うことによって、証明書の再交付、宣誓書届出事項の変更、証明書の返還をすることができます。

### 証明書の再交付

証明書の紛失、破損等の事情により証明書の再交付を希望する場合は、パートナーシップ宣誓証明書再交付申請書（様式第4号）を提出していただきます。

### 宣誓書届出事項の変更

住所、氏名・通称名、その他宣誓時に提出した書類の記載事項又は確認事項に変更があった場合には、パートナーシップ届出事項変更届（様式第5号）に変更した事実が分かる書類（住民票や郵便物など）を添付し提出していただきます。

※氏名・通称名の変更等を行う場合、変更前のパートナーシップ宣誓証明書（A4用紙タイプ・カードタイプ）を返還していただきます。後日、変更後のパートナーシップ宣誓証明書を再交付します。

### 証明書の返還

パートナーシップが解消された場合や、一方が死亡した場合、一方又は双方が転出した場合はパートナーシップ宣誓証明書返還届（様式第6号）に既に交付されたパートナーシップ宣誓証明書（A4用紙タイプ・カードタイプ）を添えて提出していただきます。

※返還届出日以降は、再交付申請により宣誓証明書を再発行することはできません。

※返還届の提出があった場合、当事者の双方に返還通知を送付します。

### 【その他補足事項】

※パートナーシップ宣誓証明書再交付申請書（様式第4号）、パートナーシップ届出事項変更届（様式第5号）、パートナーシップ宣誓証明書返還届（様式第6号）は市地域つながり課の窓口にて取得、もしくは西尾市ホームページからもダウンロードできます。

※各種申請時には、本人確認ができる書類をご提示いただきます。必要書類は3ページをご覧ください。

※希望に応じて別室での対応も可能ですので、その場合、1週間前までに申請日の予約を市地域つながり課までご連絡ください。



## ⑥ Q&A

### Q1 対象は同性カップルのみですか？

A1 以下の要件を満たしている一方又は双方が性的マイノリティであるお二人を対象としています。戸籍上同性のカップルには限定していません。

対象者の要件（西尾市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第3条関係）

- (1) 双方が成年に達していること。
- (2) 本市に住所を有している（市内への転入を予定している場合も含む。）こと。
- (3) 双方に配偶者がいないこと及び当事者以外の者とパートナーシップの関係にないこと。

### Q2 継続的な共同生活とはどういうことをいいますか？

A2 継続的な共同生活とは、日常生活において、経済的、物理的、精神的に相互に協力し合う生活のことです。

### Q3 結婚とはどのように違いますか？

A3 結婚は民法に基づく制度で、相続権や扶養義務など法的な権利、義務を伴うものです。一方、西尾市パートナーシップ宣誓制度は、西尾市の内部規定である「西尾市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」に基づくもので、法律な権利や義務の付与を伴うものではないという点で結婚とは異なっています。

また、この宣誓により戸籍や住民票の記載が変わるものではありません。

### Q4 法的効力がないのに、制度を導入するのはどうしてですか？

A4 本制度は、宣誓をするお二人が互いに支え合い生きていく人生のパートナーであるという意思を尊重する制度です。お二人のパートナーシップ関係を認めることで、当事者が抱えるさまざまな不安や困難を軽減する一つの手段になることを目指しています。

また、本制度の導入により、性的マイノリティに対する偏見や差別の解消につながることも期待して導入します。

### Q5 養子縁組をしていても宣誓できますか？

A5 対象要件を満たしていれば宣誓することができます。



## Q6 通称名を使用することはできますか？

A6 できます。詳しくは3ページをご覧ください。



## Q7 外国籍でも宣誓をすることはできますか？

A7 独身証明書の代わりに婚姻要件具備証明書とその日本語訳が必要になります。婚姻要件具備証明書を発行していない国の場合、それに代わる書類が必要になります。

## Q8 どういったことに証明書を活用できますか？

A8 パートナーを生命保険の受取人にできる制度や、携帯会社の家族割引を受けられる制度など民間独自のサービスが存在する他、市においても、証明書の提示により、市営住宅の入居要件に関して家族と同様の扱いとなります。

## Q9 西尾市民でなければ宣誓ができませんか？

A9 転出証明書などの別途書類が必要となりますが、3か月以内に市内への転入を予定している方であれば宣誓が可能です。必要書類は、3ページをご覧ください。

## Q10 転入予定でも宣誓可能としているのはどうしてですか？

A10 この制度は、原則として西尾市民を対象としています。しかし、戸籍上同性のお二人が本市に転入し、アパートなどの賃貸物件を探す際、借用や契約が困難な場合が少なくありません。そのため、お二人の関係を示す証明書として活用される場合を想定し、転入予定の方も宣誓可能としています。

## Q11 制度利用に際して、プライバシーは守られますか？

A11 各種手続きの際には、まず電話で予約していただき、希望に応じて個室を用意し対応します。本人確認のための身分証明書の提示を徹底し、提出された書類や記載内容、確認事項等プライバシーは必ず守ります。

## Q12 制度を利用するのに費用はかかりますか？

A12 宣誓書の提出や、証明書の発行に費用はかかりません。ただし、宣誓の際に提出していただく必要書類の発行手数料などは、自己負担となっております。

### Q13 パートナーシップの宣誓は2人で行かなければいけませんか？

A13 本人確認を行うため、申請時には必ずお二人でお越しいただきます。しかし、何らかの理由でお二人もしくは一方が宣誓書等書類の氏名欄に自ら記入できないときは、お二人の立ち会いのもと、他の方に代筆させることは可能です。

### Q14 証明書はすぐに交付されますか？

A14 証明書の交付は提出書類の確認や交付書類の準備等に時間を要するため、交付までに1週間程度を見込んでいます。交付書類の準備ができ次第、郵送にて交付します。

### Q15 パートナーの一方又は双方が本市民でなくなった時はどうすればいいですか？

A15 本制度の対象要件といたしまして「本市に住所を有している」とことと定めておりますことから、一方又は双方が本市民でなくなった場合は、パートナーシップ宣誓証明書返還届を提出するとともに証明書を返還する必要があります。必要書類等、詳しくは5ページをご覧ください。

### Q16 転居した場合はどうすればいいですか？

A16 転居した場合につきましては、宣誓時の記載事項からの変更となりますので、パートナーシップ届出事項変更届を提出していただきます。必要書類等、詳しくは5ページをご覧ください。

### Q17 パートナーシップ関係を解消するときはどうすればいいですか？

A17 返還届を提出するとともに、証明書を返還する必要があります。必要書類等、詳しくは5ページをご覧ください。

### Q18 成りすましや偽装等の悪用をされませんか？

A18 市が宣誓を受ける際には、独身であることを証明する書類と、本人確認を行うため身分証明書の提示を求めることで、成りすまし等の悪用を防止します。

なお、宣誓の要件に該当しないことが判明した場合、当該パートナーシップを無効とし、証明書に記載された番号を市ホームページ等で公表します。

### Q19 パートナーと法的な関係を構築する方法はありますか？

A19 結婚に類似した関係を構築する方法として、公正証書により任意後見契約等を結ぶ方法があります。

## 参考（西尾市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱）

### 西尾市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

#### （趣旨）

第1条 この要綱は、第2次西尾市男女共同参画プランの基本理念に基づき多様性を認め合える男女共同参画社会の実現を目指し、性的マイノリティに係るパートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

#### （定義）

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。(1) 性的マイノリティ 性的指向が必ずしも異性愛のみではない者又は性自認が出生時の性とは異なる者をいう。

(2) パートナーシップの宣誓 一方又は双方が性的マイノリティである2人が、継続的な共同生活を行っている、又は継続的な共同生活を行うことを約束した、いわゆるパートナーシップ関係であることを市長に対して宣誓することをいう。

（パートナーシップの宣誓をしようとする対象者の要件）

第3条 パートナーシップの宣誓をしようとする者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 双方が成年に達していること。
- (2) 本市に住所を有している（市内への転入を予定している場合も含む。）こと。
- (3) 双方に配偶者がいないこと及び当事者以外の者とパートナーシップの関係にないこと。

#### （宣誓の方法）

第4条 パートナーシップの宣誓をしようとする者は、パートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、市長に提出するものとする。

2 パートナーシップの宣誓をしようとする者は、宣誓する日時等について事前に市と調整するものとする。

3 宣誓書は、地域つながり課において受領するものとする。

4 パートナーシップの一方又は双方が宣誓書に自ら記入することができないときは、当該パートナーの双方の立会いの下で他の者に代書させることができるものとする。

#### （本人確認等）

第5条 市長は、宣誓書を提出した者が本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券
- (3) 運転免許証
- (4) 前各号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書であって、本人の顔写真が貼付されたもの

2 市長は、宣誓をしようとする者がそれぞれに配偶者がいないことを確認するため、独身証明書の提出を求めるものとする。

(通称名の使用)

第6条 宣誓をしようとする者は、性別違和その他市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書において、氏名と併せて通称名を使用することができる。

(証明書の交付)

第7条 市長は、提出のあった宣誓書、添付書類等を確認し、適切であると認められるときは、当該者に対し、パートナーシップ宣誓証明書(様式第2号及び様式第3号。以下「証明書」という。)を宣誓書の写しを添えて交付するものとする。この場合において、前条の規定により通称名を使用したときには、戸籍に記載されている氏名を証明書に記載するものとする。

(証明書の再交付)

第8条 証明書の交付を受けた者は、当該証明書の紛失、破損等の事情により証明書の再交付を希望するときは、パートナーシップ宣誓証明書再交付申請書(様式第4号)により申請することができる。

2 前項の申請があったときは、市長は証明書を再交付するものとする。

(宣誓書記載事項変更の申出)

第9条 宣誓者は、住所、氏名その他宣誓時に提出した書類の記載事項又は確認事項に変更があった場合には、パートナーシップ届出事項変更届(様式第5号)を市長に提出するものとする。

(証明書の返還)

第10条 証明書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓証明書返還届(様式第6号)に証明書を添付し、市長に届け出なければならない。

- (1) 一方又は双方が西尾市から転出したとき。
- (2) 一方又は双方が死亡したとき。
- (3) 当事者の意思によりパートナーシップが解消されたとき。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、パートナーシップの宣誓の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年9月1日から施行する。

宣誓番号第 号

※太枠内は記入しないでください。

様式第1号 (第4条関係)

年 月 日

パートナーシップ宣誓書

(宛先) 西尾市長

私たちは、西尾市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、互いを人生のパートナーとし、次に掲げる事項を宣誓します。

また、住所要件の確認に必要な住民基本台帳情報について、市が閲覧することに同意します。

一方又は双方が性的マイノリティである2人が、継続的な共同生活を行っている、又は継続的な共同生活を行うことを約束した、いわゆるパートナーシップ関係であること。

宣誓者		
フリガナ		
氏名		
通称名(場合、戸籍上の氏名)		
生年月日	年 月 日	年 月 日
住所		
電話番号		
メールアドレス		

※代表者の場合

(代表者) 氏名 \_\_\_\_\_  
住所 \_\_\_\_\_

※転入予定の場合

(転入予定日) 年 月 日

なお、宣誓にあたり、次に掲げる事項を確認しました。

確認事項 (該当項目に「✓」を付してください)		
第2条 第2号	<パートナーシップの関係にある> 継続的な共同生活を行っている、又は継続的な共同生活を行うことを約束した、いわゆるパートナーシップ関係である。	<input type="checkbox"/>
第3条 第1号	<年齢> 2人とも、成年に達している。	<input type="checkbox"/>
第2号	<住所> 2人ともが市内に住所を有している (市内への転入を予定している場合も含む)。	<input type="checkbox"/>
第3号	<配偶者等の有無> 2人とも配偶者がおらず、当事者以外の者とパートナーシップの関係にないこと。	<input type="checkbox"/>

(表向)

様式第2号 (第7条関係)

宣誓番号第 号  
年 月 日

パートナーシップ宣誓証明書

\_\_\_\_ 様 \_\_\_\_\_ 様

ここにお二人が、「西尾市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

これからの人生をお互いに関わり合われ、お二人のご多幸をお祈りいたします。

今後も、お二人が西尾市でいきいきと活躍されることを期待いたします。

宣誓日 年 月 日

西尾市長 ○ ○ ○ ○

(裏面)

～宣誓を行ったお二人へ～

- ・当該証明書の紛失、毀損等の事情により証明書の再交付を希望するときは、パートナーシップ宣誓証明書再交付申請書(様式第4号)により申請することができます。
- ・次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓証明書返還届(様式第6号)に説明書を添付し、市長に届け出てください。

- (1) 一方又は双方が西尾市から転出したとき。
- (2) 一方又は双方が死亡したとき。
- (3) 当事者の意思によりパートナーシップが解消されたとき。

※パートナーシップ関係とは、一方又は双方が性的マイノリティである二人が、継続的な共同生活を行っている、又は継続的な共同生活を行うことを約束した関係であることをいいます。

～この証明書の提示を受けられた方へ～

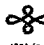
この証明書は、お二人が継続的な共同生活を行っている、又は継続的な共同生活を行うことを約束した、パートナーシップ関係の宣誓をされたことを西尾市が証するものです。

法律上の効果が生じるものではありませんが、お互いに人生のパートナーとして支え合い、西尾市でいきいきと活躍されることを期待しています。

証明書の提示を受けられた方は、この趣旨を十分にご理解いただけますようお願いいたします。

戸籍上の氏名 (通称名を使用している場合)	
氏名	氏名
通称名	通称名

(表)

 宣誓番号第 号 <b>パートナーシップ宣誓証明書</b> 西尾市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する 要綱に基づき、パートナーシップの宣誓をされたこと を証します。 本人 氏名 パートナー 氏名 宣誓日 年 月 日 西尾市長 GOOO	
--	--

(裏)

この証明書の提示を受けられた方へ この証明書は、お二人の専断的な共同生活を行っている、 又は専断的な共同生活を営むことを約束した、パートナー シップ関係の宣誓をされたことを西尾市が証明するものです。 お二人の宣誓が成立したものであり、お二人が、お互いに、人 々のパートナーとしてお互いを、西尾市でいざいざ生活する ためのことを誓っています。 証明書の提示を受けられた方は、この証明を十分に理解 いたされたいものとお願いいたします。 特記事項
---

備考

- 1 寸法は縦5.4cm、横8.5cmとする。
- 2 特記事項欄には、通称名を使用する場合に戸籍上の氏名を記入。  
また、再交付をした場合の交付年月日を記載する。

パートナーシップ宣誓証明書再交付申請書

(宛先) 西尾市長

西尾市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第8条の規定に基づき、  
パートナーシップ宣誓証明書の再交付を申請します。

再交付を希望する理由 (いずれかに○を付してください。)

- (1) 紛失  
(2) 破損  
(3) その他 ( )

申請日 年 月 日	
宣誓日・宣誓番号	年 月 日・宣誓番号第 号

フリガナ		
氏名		
通称名の明記、戸籍上の氏名		
生年月日	年 月 日	年 月 日

(代筆者)

住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_

年 月 日

パートナーシップ届出事項変更届

(宛先) 西尾市長

西尾市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第9条に基づき、次のとおり変更  
があったことを届け出ます。

宣誓日・宣誓番号	年 月 日・宣誓番号第 号
----------	---------------

宣誓者	届出者	パートナー
フリガナ		
氏名		
通称名の明記、戸籍上の氏名		
生年月日	年 月 日	年 月 日

変更事項

住 所	変更前	
	変更後	
氏 名 (通称名)	変更前	通称名 ( )
	変更後	通称名 ( )
その他 ( )	変更前	
	変更後	

パートナーシップ宣誓証明書返還届

(宛先) 西尾市長

西尾市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第10条の規定により、  
証明書を返還します。

返還の理由 (いずれかに○を付してください。)

- (1) 西尾市からの転出  
(2) 死亡  
(3) パートナーシップの解消

届出日 年 月 日	
宣誓日・宣誓番号	年 月 日・宣誓番号第 号

フリガナ		
氏名		
通称名の明記、戸籍上の氏名		
生年月日	年 月 日	年 月 日

(代筆者)

住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_

考 西尾市パートナーシップ制度

西尾市パートナーシップ宣誓制度 利用の手引き

発行年月日 2019年9月

編集/発行 西尾市